

役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人郁慈会（以下、「法人」と呼ぶ。）の理事・監事・評議員の退職金及び退職功労金について定めたものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職金制度は、法人に勤務する常勤役員に適用する。ここでいう常勤役員とは正規職員と同じく又は正規職員として働いている理事のことを指し、非常勤役員とは常勤役員以外の理事のことを指す。

(退職金の不支給・減額)

第3条 次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により算出した退職金の支給額を減額して支給することができる。

- ① 法令違反、重大なる過失又は故意による行為で法人に著しい損害を与え退職したとき。
- ② 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
- ③ 定款の規定に基づき、役員を解任されたとき。
- ④ 退職後、又は支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。

2 退職金の支給後1年以内に前項に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の返還を求めることができる。

(支給基準)

第4条 退職金額は、次の方法により算出された額の合計額とする。

退職時における報酬月額（諸手当除く）×役位別在任月数×役位別支給基準率（別表1）

2 役員が次の事由により退職する場合は、前項で算出した金額を支給する。

- ① 死亡による退職
- ② 傷病による退職
- ③ 任期満了による退職
- ④ 自己都合で辞任を申し出、理事会・評議員会で了承された退職

3 前2項以外の理由で退職した場合は、その理由又は事情により退職金額を増額又は減額して支給する。

別表 1

役 位	支給基準率
理事長	20/100
業務執行理事	15/100
常勤理事	10/100

*ただし、退職金額の上限は 10,000,000 円とする。

(在任月数の算出)

第 5 条 在任月数は役員に就任した日から起算し、退職又は退任の日までとする。

- 2 就任した月も在任月数の 1 ヶ月とする。
- 3 勤務の途中で退任（辞任）し、再度就任した場合は、これを通算する。

(金額の端数計算)

第 6 条 退職金の最終計算において、千円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(退職功労金)

第 7 条 非常勤役員及び監事及び評議員について別表 2 のとおり退職功労金を支給する。但し次の各号の一に該当する者については、退職功労金を支給しない。

- ① 法令違反、重大なる過失又は故意による行為で法人に著しい損害を与え退職したとき。
- ② 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
- ③ 定款の規定に基づき、役員を解任されたとき。
- ④ 退職後、又は支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。

別表 2

在任期間	支給金額
2 年～10 年	100,000 円
10 年以上	200,000 円

(受給権者)

第 8 条 役員が死亡した場合の退職金又は退職功労金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

(支払いの時期および方法)

第9条 退職金、退職功労金の支給は、退職の日から30日以内にその全額を通貨で支払う。

但し、本人の同意がある場合は口座振り込み又は金融機関振出し小切手などにより支払うことができる。

2 本法人に債務のある場合は、その債務を返済した後に支払う。

附 則

1. この規程は平成29年10月19日から実施する。